

- (d) 受注者分担分は受注者のみの負担とする。
- (e) 受注者が資本的支出のための資金調達を行うにあたって合理的な努力をしたにもかかわらず、上記(c)の合意又は決定のなされた後[60]日間経っても資金調達できなかった場合、発注者は資本的支出の発生した日から 30 日以内に、受注者に当該資本的支出と同額を支払わなければならない。
- (f) 本規定に基づく補償で、ユニタリーチャージの調整又は減額によるものについては、[5.2.3 項「補償金額の算出」を参照。]

## 6. 条用例（サービス購入型）

（甲＝管理者等、乙＝SPC）

（定義）

「法令」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。

（通知等）

第〇条 甲又は乙は、法令の変更又は新設（以下「法令変更等」という。）により本契約上の義務の履行が不能となる場合、本契約若しくは要求水準の変更が必要になる場合、履行に要する費用が増加する場合には、又は、これらの事象が起ころうと合理的に想定される場合には、速やかにその内容を本契約の相手方当事者に対して通知する。

削除：又は

書式変更：フォント：10.5 pt, 斜体

書式変更：フォント：10.5 pt, 斜体

（協議及び増加費用の負担等）

第〇条 前条第1項の通知が送付された場合、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため速やかに本件施設の設計・施工（改修及び解体を含む）、本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担、増加費用の軽減方法等について協議しなければならない。乙は、法令変更又はこれに伴う要求水準の変更により増減する費用の詳細（増加費用の軽減方法の検討に関する資料を含む）について、甲に提出しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から[ ]日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙Qに定める負担割合によるものとする。

削除： [120]

削除： [15]

3 法令変更等により乙が運營業務等の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができるものとする。

4 甲又は乙は、前3項の場合において、サービス対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方当事者に対してサービス対価の減額等について協議を行うことを求めることができる。

5 法令変更等に起因して、本件工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、本件工事対象施設の引渡予定日を変更することができる。

削除： 2

削除： 項

書式変更：蛍光ペン（なし）

削除： 次

書式変更：フォント：MS 明朝, 10 pt

書式変更：インデント：左：0 mm, ぶら下げインデント：1.16 字

6 前条の場合において、本契約上の義務の履行が不能となる旨の通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる<sup>62</sup>。但し、本条に定める手続により本契約上の義務が変更され、履行不能でなくなった場合

<sup>62</sup> 本項では、履行不能になった場合に履行義務を免れる旨規定しているが、効力の発生日は法令改正の施行日としている。

を除く。

削除: き、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

(法令変更等による契約の終了)

第〇条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第[96]条ないし第[97]条の規定に従う。

3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の甲と乙の負担割合は、別紙〇のとおりとする。

削除: [15]

第〇条 前3条の規定に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、第〇条に規定する紛争処理の規定を適用するものとする。

別紙〇 法令変更等による増加費用の負担割合

削除: [15]

1 第[ ]条に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合は以下のとおりとする。

甲負担割合

- |   |                      |      |
|---|----------------------|------|
| ① | 本事業に直接影響を与える法令の変更の場合 | 100% |
| ② | ①以外の法令の変更の場合         | 0%   |

<別案>

甲負担割合

- |   |                                 |       |
|---|---------------------------------|-------|
| ① | 本事業に直接影響を与える法令の変更の場合のうち [項目を特定] |       |
|   | 〇〇円以下 (1事業年度) の部分               | 0%    |
|   | 〇〇円を超え〇〇円未満 の部分                 | [ ] % |
|   | 〇〇円を超え〇〇円未満 の部分                 | [ ] % |
|   | 〇〇円を超える部分                       | 100%  |
| ② | 本事業に直接影響を与える法令の変更の場合のうち①以外      | 100%  |
| ③ | ①②以外の法令の変更の場合                   | 0%    |

2 本別紙において「本事業に直接影響を与える法令の変更」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるものを意味することとし、以下の場合を含むものとする。

①消費税率の変更

② [施設所有に係る税率の変更]

③乙が本契約上の義務を遂行するために必要な資金的支出の額の増加を生じさせる変更

④ . . . . .

3 以下の場合は「本事業に直接影響を与える法令の変更」に含まれないものとする。

①法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令の変更

② . . . . .

③ . . . . .

4 本別紙の規定により甲が増加費用を負担する場合、乙は増加費用を軽減するために合理的な範囲内で努力を行うものとする。

削除: 管理者等

削除: 事業者

#### 【法令変更に関する実務上のポイント】

法令変更の取り扱いについては、変更対象となる法令の属性や事業に与える影響等に応じて類型化して規定することが望ましいが、予め全てを明確に規定することは難しい。事業契約への規定のみならず、その背景にある以下の考え方を理解した上で運用することが必要である。

①法令変更は民間に管理できないリスクであるから原則として管理者等の負担とする。

②ただし、法令変更の影響が広範に及ぶものについては、法令変更の対象者が広く一般的であり、選定事業者もその効果を受忍すべきであること、また物価スライドにより最終的にサービス対価に反映されうることから、民間負担とする。

③資金的支出については、個別性が高く物価スライド等で吸収することは困難と考えられることから、法令の種類に関わらず管理者等の負担とする。

④いずれの場合も、選定事業者に費用の軽減義務を負わせることが妥当である。

⑤法令変更に関する通知、協議（費用の軽減方法を含む）等のプロセスについても、契約書に規定する必要がある。

削除: ただし、

書式変更: インデント: ぶら下げ  
インデント: 1字, 左  
1.05字, 最初の行: -1字

## 第V章 「モニタリング・支払メカニズム」に関する標準契約書モデル及びその解説(案)

### 1. 問題状況

#### ・背景：

性能発注の場合要求水準の規定と修復条件（修復期間など）がセットになっているため、モニタリングの仕組みがあつて初めてサービスの性能発注が可能になる。そして運営段階に至った事業が半数を超え、また、運営の**比重が重い**事業が増加している今日、モニタリングと支払いメカニズムを適切に構築し、運営していくことの重要性が増している。

削除: 比重が高い

#### ・課題：

モニタリングは、要求水準書に従ってPFI事業契約書上の選定事業者の義務が適切に履行されているかを確認するものである。モニタリングの結果、その義務が適切に履行されていないことが判明した場合には、その重要度、**影響度、深刻度**に応じてサービス対価が減額されるというメカニズムを採用することにより、選定事業者に適切な義務の履行を促すことが想定されている。しかしながら、わが国においてはこれらの運営段階の契約管理の実務的なノウハウの蓄積がまだ十分でないことから、これらの課題に対する対応のあり方を示す必要がある。

**なお、本章では、モニタリングガイドラインに記載が少ない部分を中心にいくつかの課題を取り上げたが、モニタリング、支払メカニズムの在り方については、引き続き検討する必要がある。**

書式変更: フォント : (英) Century, (日) MS 明朝

### 2. 基本的な考え方

#### (1) 要求水準、モニタリング、支払メカニズムの一体的な検討

- ・支払いメカニズムは、要求水準と連動している必要があり、要求水準の達成状況を確認するためのモニタリングも含めて一体的に作成される必要がある。このため、事業目的およびそれに基づき作成された要求水準書に従い、モニタリング指標の優先順位付けや絞込みを行うとともに、これらの優先順位が**選定**事業者に伝わり機能するような支払いメカニズムを構築することが必要である<sup>63</sup>。（詳細は、モニタリングに関するガイドラインP3～P8参照）
- ・要求水準書作成段階において、モニタリング、支払メカニズムも同時に検討し、少なくとも重要な部分、すなわち、リスクと費用を応札者が評価し、価格決定するにたる必要かつ十分な情報については、入札段階で応札者に開示すべきである。

削除: 民間

#### (2) 実効的なモニタリングの仕組みの構築：

- ・(1)を踏まえて、入札段階でモニタリングの基本計画を入札時に示すことし、これに基づき運営開

削除: システム

<sup>63</sup>具体的な重み付けの手順としては、例えば①対象、範囲を特定する、②一定の範囲の中で（業務要素を区分けできる場合には、これを区分けし）、重要度、影響度の在り方をレベル分けする、③この区分けごとにペナルティ等の重み付けを行う、ことが考えられる。